

■ 2010年4月施行「改正労基法」にも対応！！

労働時間管理の基礎と諸問題への対応講座

過重労働を要因とする労使トラブル、過労死・過労自殺やメンタルヘルス不全が社会問題化しています。

労働行政においては、サービス残業や長時間労働等に対する是正勧告・指導を強化しており、監督指導件数も増加の一途です。企業においては労働時間管理に関する法令を正しく理解し、適切な対応策を速やかに講じていく必要があります。本講座では、労働時間管理の基礎や2010年4月に施行される「改正労働基準法」を踏まえた労働時間管理のあり方、実務対応上の留意点などについて、石田達則氏が分かりやすく解説いたします！

1. 現行の労働時間法制

- (1)労働基準法上の労働時間の原則
- (2)労働時間管理に関わる通達等
 - ①4・6通達と労働時間管理
 - ②賃金不払残業の解消に関する指針
 - ③長時間労働の抑制対策
- (3)36協定の再確認
 - ①自社に適した内容になっているか？
 - ②特別条項付き協定の理解と活用
- (4)管理監督者の労働時間管理
 - ①管理監督者に関わる法律と通達
 - ②実務対応の考え方

2. 改正労働基準法の概要

- (1)対象事業所の範囲
- (2)割増賃金率の引き上げ
 - ①1ヶ月60時間以上の場合
 - ②1ヶ月45時間以上の場合
 - ③休日労働と深夜労働の対応
 - ④特別条項付36協定の対応
- (3)代替休暇導入のポイント
- (4)時間単位年休導入のポイント

3. 今後予想される労働行政指導について

と き

平成22年 **1月27日(水)** 13時30分~16時30分

ところ

広島商工会議所 3階 306号会議室
広島市中区基町5-44 駐車場はありません。

参加料

会員(広島商工会議所) 5,000円、一般 10,000円
※当日ご持参ください。(テキスト代・消費税を含みます)

講師

石田労務管理事務所 所長 石田達則氏
(特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー(CFP))

◆プロフィール◆

株式会社賃金システム総合研究所に約7年間勤務。2003年に石田労務管理事務所を設立。労働・社会保険の事務処理業務、相談業務のほか、人事労務管理の専門家として、人事賃金制度の構築支援、労務管理に役立つ就業規則の作成提案等の業務を行っている。丁寧で分かりやすい解説に定評がある。



申込方法

参加申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください(講座実施日の3週間前より順次受講証をお送りいたします)。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

■本件に係る連絡先(お申込み先) ■ ■ ■ ■ ■

広島商工会議所 人材開発チーム【担当：田中】

〒730-8510 広島市中区基町5-44

(082)222-6691 FAX(082)222-6006

E-mail: tanakaa@hiroshimacci.or.jp

FAX (082)222-6006

広島商工会議所 人材開発チーム 田中行き

労務に関わる今日的諸問題への対応と実務講座②

「労働時間管理の基礎と諸問題への対応講座」参加申込書

会社	名称	-----		
	所在地	〒	-	
	TEL	() -	FAX	() -
	業種			
	備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般 (該当をO印で囲んでください)		

氏名	所属部署	役職
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
参加料(@ 円) × (名) = (¥ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします。